

# 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告書

(旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について)

指摘事項	措置状況
<b>第3章 保健総務課の業務について</b>	
<b>第3 現場視察, 備品・現預金等の棚卸および実査</b>	
<b>2 保健総務課</b>	
<b>・備品についての不備事項</b>	
<p>備品の管理について次の不備があった。</p> <p>①現物廃棄済みで、廃棄登録がもれているもの</p> <p>②現物と登録規格が相違しているもの</p> <p>③分冊の登録がないもの</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>①廃棄登録（備品移動申請）を行った。</p> <p>②登録規格の修正を行った。</p> <p>③分冊登録を行った。</p>
<b>・未使用領収書の簿冊管理について</b>	
<p>未使用の領収書綴りの管理状況について、受払簿が作成されておらず、鍵のかかる場所で保管されていなかった。</p> <p>なお、受払簿については平成26年度の外部監査でも指摘し、会計課から今後作成すると回答を得ているものである。</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>監査実施期間中の会計課通知に基づき、未使用領収書は鍵のかかる場所に保管し、受払簿を作成するよう改善した。</p>
<b>第4章 健康推進課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>1 精神障害者医療費助成費</b>	
<b>・支給期間に関する規定について</b>	
<p>「旭川市精神障害者医療費助成条例」には、支給対象期間に係る定めがない。支給対象期間を明確にするために、条例等に遡及期間を明示すべきである。</p>	<p>保健所健康推進課</p> <p>支給対象期間を明確にするために、旭川市精神障害者医療費助成条例を改正し、遡及期間を明示した。</p>
<b>3 がん検診費</b>	
<b>・積算金額の違いの是正について</b>	
<p>同一の検診でありながら旭川市医師会と北海道対がん協会とでは委託料に違いがある。</p> <p>それぞれ積算を行うとしても、近い金額とするのが合理的と考えられるので、前年ベースを基本とする積算方法を見直すべきである。</p>	<p>保健所健康推進課</p> <p>前年度の委託料をベースに行っていた北海道対がん協会との委託契約に係る積算については、平成28年度契約分から同協会が独自に定める標準単価を基本として行うように改めた。</p>

指摘事項	措置状況
7 結核医療費公費負担事業費	
・業務の適切な引き継ぎについて	
<p>平成26年度分の委員への報酬の一部が平成27年度で処理されている。 後任者への引き継ぎを失念したため遅れたことから、今後、業務の引き継ぎは適切に行うようにしなければならない。</p>	<p>保健所健康推進課 開催日程、回数及び委員の出席状況を確認できるチェック表により毎月の支払い事務担当者が確認し、更に担当者以外の確認者が帳票とチェック表を確認することとし、ダブルチェック体制で再発防止を図った。</p>
第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査	
1 備品等の棚卸	
・備品の不備事項	
<p>備品の管理について次の不備があった。 なお、使用見込がなければ返納処理を行うべきである。 ①備品番号シールの貼付がないもの ②現物廃棄済みだが、一覧に掲載されているもの ③現物はあるが使用されていないもの</p>	<p>保健所健康推進課 ①・③備品異動申請（返納処理）を行った。 ②備品一覧から除外した。</p>
第5章 保健指導課の業務について	
第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査	
1 備品の棚卸	
・備品の不備事項	
<p>備品の管理について次の不備があった。 ①現物はあるが備品一覧に掲載されておらず、使用されているもの ②備品一覧と実際の設置場所が異なっているもの</p>	<p>保健所保健指導課 ①備品異動申請を行った。 ②備品一覧の記載を修正した。食品模型については、フードモデル一覧を作成し整理し、全部に備品番号シールを貼付した。</p>
2 預金通帳等の棚卸および実査	
・預金通帳と銀行印の保管について	
<p>健康男子コンテスト実行委員会において、事務局規程に通帳の管理に関する定めがないため、届出印と通帳を分離して保管する旨を定めるべきである。 また、管理担当者以外が触れる機会が無いよう、分離して鍵付きの場所で保管すべきである。</p>	<p>保健所保健指導課 健康男子コンテスト実行委員会事務局規程を改正し、預金通帳と銀行印は分離し担当者を明確にして保管するよう、また鍵付きの場所で保管するよう改めた。</p>

指摘事項	措置状況
<b>第6章 衛生検査課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>1 食品衛生指導費</b>	
・営業許可申請書の不備	
<p>営業許可申請書の書類不足の不備があり、書類不足ないしは完備の状況を容易に把握することができる仕組みを整えるべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課            営業許可・登録申請書の余白に添付書類確認欄を設け、受付担当者及び確認担当者によるダブルチェックを実施することとした。            なお、添付書類確認用のチェックリストについては、現在既に多種多様な書類や様式があり、これ以上の書類の増は事務処理の効率を下げってしまう可能性が高いことから、作成しないこととした。</p>
<b>3 環境衛生等営業指導費</b>	
・コインランドリーに対する指導について	
<p>コインランドリーに対する指導について、指摘事項が改善されたか否かについての調査と報告はなされていない事例がある。            解決へ向かうよう対応策を検討することが必要である。</p>	<p>保健所衛生検査課            改めて調査を行い、改善されていることを確認し、報告を行った。</p>
<b>8 公衆浴場支援費</b>	
・補助金交付手続について	
(職員による補助金額の私費立て替えについて)	
<p>職員が支出事務手続きを怠り、補助金額の私費立て替えて振り込んだ事案が生じた。            今後は、適切な確認が可能となるように体制を見直し、予算執行状況を適時に把握することが必要である。</p>	<p>保健所衛生検査課            所定の手続を経ているかをチェックリストにより確認することとした。</p>
(平成25年度の補助金交付に係る書類の不足について)	
<p>平成25年度の補助金交付の申請手続きに関して、市や組合の意思決定内容を客観的に示す重要な書類が作成・提出されていなかった。            所定の手続を経ているかについてチェックリストを用いるなどの対応を検討するべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課            所定の手続を経ているかをチェックリストにより確認することとした。</p>
<b>第3 現場視察、備品等の棚卸、領収書綴りの実査</b>	
<b>1 備品等の棚卸</b>	
・衛生検査課1階事務室の備品の不備について	
<p>備品の管理について次の不備があった。            ①備品台帳に記載がないもの            ②備品番号シールの貼付がないもの            ③備品の現物確認ができなかったもの            ④備品台帳と備品番号シールの保管場所が異なるもの</p>	<p>保健所衛生検査課            備品台帳を整理し、台帳、現物及び備品番号シールが一致するようにした。</p>

指摘事項	措置状況
・ 衛生検査課 2 階理化学検査室, 生物検査室の備品の不備について	
<p>備品の管理について次の不備があった。</p> <p>①備品ラベルのはがれていたもの</p> <p>②設置場所の記載が相違していたもの</p>	<p>保健所衛生検査課</p> <p>①備品管理番号を作成し, 貼り直した。</p> <p>②記載された保管場所へ移動した。</p>
・ 薬品類の管理の不備について	
(保管状況の不備について)	
<p>薬品類の保管状況について次の不備があった。</p> <p>①薬品庫に「危険物」の表示がなかった</p> <p>②管理システム上の保管量と現物の不一致があった</p> <p>③「医薬用外劇物」の表示が無い棚に劇物が保管されていた</p>	<p>保健所衛生検査課</p> <p>薬品類の点検を実施し不備のある項目については措置を行った。</p> <p>①薬品庫に「危険物」の表示を行った。</p> <p>②管理システム上の保管量と在庫量を一致させた。</p> <p>③新たに「医薬用外劇物」と表示をし保管した。</p>
(薬品類の管理規定の未整備について)	
<p>衛生検査課において使用・補完する薬品類について, 食肉衛生検査所と同様に規定を作成し, 適切に扱うことが求められる。</p>	<p>保健所衛生検査課</p> <p>旭川市保健所における毒物劇物危険物危険防止及び盗難防止規定を廃止し, 新たに薬品管理要領を作成し, 管理の徹底を図っている。</p>
<b>2 領収書綴りの実査</b>	
・ 未使用領収書の簿冊管理について	
<p>未使用の領収書綴りの管理状況について, 受払簿が作成されていなかった。</p> <p>なお, 平成26年度の外部監査でも指摘し, 会計課から今後作成すると回答を得ているものである。</p>	<p>保健所衛生検査課</p> <p>監査実施期間中の会計課通知に基づき, 未使用領収書の受払簿を作成するよう改善した。</p>
<b>第7章 旭川市動物愛護センター（愛称：あにまある）</b>	
<b>4 動物愛護センター管理費</b>	
・ 期限切れの動物薬について	
<p>期限切れの動物薬については適宜廃棄処分するか, 廃棄処分するまでの期間は他の動物薬と区別して保管するなど適切な保管管理をしなければならない。</p>	<p>保健所衛生検査課（動物愛護センター）</p> <p>期限切れの動物薬については適宜廃棄処分するよう改善した。</p>

指摘事項	措置状況
・未使用領収書の簿冊管理について	
<p>未使用の領収書綴りの管理状況について、受払簿が作成されていなかった。          なお、平成26年度の外部監査でも指摘し、会計課から今後作成すると回答を得ているものである。</p>	<p>保健所衛生検査課（動物愛護センター）          監査実施期間中の会計課通知に基づき、未使用領収書の受払簿を作成するよう改善した。</p>
<b>第8章 旭川市食肉衛生検査所の業務について</b>	
<b>第3 食肉検査費（歳出）について</b>	
・庁舎使用料の積算について	
<p>食肉衛生検査所庁舎および敷地は北海道畜産公社から賃借しているが、庁舎の使用料の積算の方式は、市に特段の定めがないため、北海道から施設を引き継いだ後も、道の施設として積算した方式がそのまま引き継がれている。          積算方式の見直しが必要である。</p>	<p>保健所食肉衛生検査所          積算方式を全面的に見直し、北海道畜産公社から予算作成時に徴収した賃貸借料の見積書に基づき、また、北海道が北海道畜産公社から賃貸している食肉衛生検査所庁舎の賃貸料を参考に積算を行った。</p>
・毒物劇物危険物等の管理について	
（保管状況について）	
<p>保管庫において、施錠する戸棚に保管されているものの、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」・「危険物」の表示がなかった。          薬品管理要領にて区別して保管するとしているが、一部混在していた薬品があった。</p>	<p>保健所食肉衛生検査所          各表示を設置し、混在して保管していた薬品は区別して保管するよう改めた。</p>
（月次の受払報告の誤りについて）	
<p>危険薬品月別受払総括表（平成27年6月分）、薬品受払簿と現物の照合の結果、不一致があった。</p>	<p>保健所食肉衛生検査所          受払簿等の修正を行った。</p>
（長期末使用の危険薬品について）	
<p>薬品管理要領では、不要薬品及び使用期限を過ぎた薬品は速やかに廃棄等の処置を行うこととしている。          食肉衛生検査所の薬品は試験薬であり使用期限はないが、長期間使用していない薬品は、廃棄等の適切な処置が必要である。</p>	<p>保健所食肉衛生検査所          過去10年間一度も使用していない危険薬品54種を廃棄した。</p>

# 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告書

(旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第3章 保健総務課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>2 医療薬事監視指導費</b>	
・旅費精算における書類の保管について	
出張旅費の精算書類に、搭乗券の控えの添付がないものがあった。 文書保存の際に何らかの理由で別のファイルにまぎれていたとのことで、文書保存にあたっては十分に留意すべきである。	保健所保健総務課 文書保管に当たり、添付書類に不足の無いよう、ファイリングの際に複数名で確認を行うことを徹底した。
<b>3 地域保健対策推進費</b>	
・支払遅延を防止するための体制の構築について	
保健所運営協議会の委員報酬の支払が、担当者の失念により遅延した。 支払遅延を防止するため、他の者による牽制ないしは確認が働くような体制を構築すべきである。	保健所保健総務課 予算の適正な執行管理と係内での情報共有等の観点から、予算等執行管理表を活用することとした。
・負担金の金額根拠について	
旭川市が支出する一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団への年会費については、当法人の財政状態などを勘案し、当法人に対して適切な会費の徴収について検討を促す必要がある。	保健所保健総務課 一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団と年会費の見直しについて協議した結果、額については、当該事業団の定款で規定された額であることや当該事業団が公益性の高い団体であり、道内全域における安定的な事業運営のための運転資金として一定額の確保が必要であることなどを勘案し、負担金として必要な額との判断に至った。
<b>4 急病対策費</b>	
・子ども（乳幼児等）医療費助成金に係る収入の年度内処理について	
子ども（乳幼児等）医療費助成金は、利用者の居住市町等から入金され、年度末においては、旭川市分を除き3月診療分までを出納整理期間で処理している。 旭川市分も3月診療分を翌年度ではなく出納整理期間で歳入処理すべきである。	保健所保健総務課 旭川市子ども医療費助成金平成28年3月診療分について出納整理期間での処理を行い、平成27年度歳入とした。

意見の概要	意見に対する考え方
7 地域医療対策費	
・ 契約形式の検討について	
<p>平成26年度の途中に委託先が変更になり、委託料が増額となっている。</p> <p>委託の主体が深川市であるため、深川市に対して委託料増額の主な原因である送迎代金の増額理由を確認し、その内容を検討した上で、契約方式に捉われることなく、送迎に必要な額を委託料とすべきである。</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>患者送迎車両の運転手の時給を見直すとともに、その他必要となる経費を計上するなど委託料の積算の見直しを行った。</p>
9 共通	
・ 1者特命随意契約における予定価格設定の必要性について	
<p>1者特命随意契約において、単価の算定が難しいものについては、あらかじめ参考見積りの確認を行っているため、予定価格と見積価格は一致していた。</p> <p>見積り合わせを行っても必ず一致する予定価格の設定をする必要があるのか検討すべきと考える。</p> <p>見積価格を提示してもらい、その内容を検討する手続きの方が重要と考える。</p>	<p>総務部契約課</p> <p>予定価格については、随意契約の場合も入札による場合と同様に市にとって最も有利な者と契約するため、契約金額の基準として設定する必要がある。また、国においても予算決算及び会計令の規定に基づき定めなければならないとされていることを踏まえ、旭川市契約事務取扱規則第18条で準用する同規則第7条及び第8条の規定に基づき定めるものとしている。</p> <p>また、市が積算することが困難であり、業者から徴収した参考見積の内容を基に積算した結果、積算額が参考見積の金額と同額となる場合がある。</p>
第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査	
2 保健総務課	
・ 預金通帳と銀行印の保管について	
<p>旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会において、会計事務取扱要領に通帳の管理に関する定めがないため、届出印と通帳を分離して保管する旨を定めるべきである。</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会の預金通帳と銀行印については、それぞれ分離して保管する旨を会計事務取扱要領に新たに規定した。</p>
第4章 健康推進課の業務について	
第2 事業費の監査	
1 精神障害者医療費助成費	
・ 過去の支給要件について	
<p>保護者についての要件を追加していたのは偏重であり弱者保護に欠けていたと考える。</p> <p>同様に本人以外の過重な要件の制度が存在するか否かの点検が必要である。</p>	<p>保健所健康推進課</p> <p>平成26年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正される以前は、「保護者」に精神障害者の財産上の利益保護に係る義務が課されていたことを踏まえ、改正前の「旭川市精神障害者医療費助成条例」では、「保護者」に対する要件を課していた。ただし、法改正に伴って「保護者」制度が廃止されたことを受け、同時に条例においても当該要件を除いている。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<p>・精神障害者医療費助成制度の周知について</p>	
<p>毎年、1年超の期間にわたって遡及支給の申請をする者が少なからずいる。制度に関する周知が不足していると考えられるので、精神科を標ぼうする保険医療機関と連携して更なる周知徹底を図るべきである。</p>	<p>保健所健康推進課 市広報誌及びホームページを活用した制度の周知に加えて、周知用リーフレットを作成し、市内及び近郊の精神病床を有する保険医療機関へ配布した。</p>
<p>10 精神障害者バス料金助成事業費</p>	
<p>・終了した事業に関する会計処理について</p>	
<p>平成25年度にて終了する精神障害者バス料金助成事業に係るバス券の払い戻しは、出納整理期間内の事象であり、平成25年度決算において歳入とするのが正しかったと考える。</p>	<p>保健所健康推進課 対象事業は平成25年度に終了していることから、今後の他事業の推進に当たって留意するよう注意喚起を図った。</p>
<p>・払戻しに手数料を要する乗車券等の扱いについて</p>	
<p>払戻しに手数料を要する乗車券等については、払戻手数料分の減額があるので払戻しを行う前に市役所内の他部署での使用を検討すべきである。</p>	<p>保健所健康推進課 対象事業は平成25年度に終了していることから、今後の他事業の推進に当たって留意するよう注意喚起を図った。</p>
<p>第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査</p>	
<p>2 預金および金券類の実査</p>	
<p>・収入証紙の適正在庫について</p>	
<p>HIV抗体検査に係る収入証紙は、近時の検査実績を踏まえ適正在庫を再検討し、それに合致した在庫とすべきである。</p>	<p>保健所健康推進課 近時の検査実績を踏まえ、適正在庫とするよう見直した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第5章 保健指導課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>1 食生活改善地区組織活動費</b>	
・ 1者特命随意契約における予定価格設定の必要性について	
<p>1者特命随意契約において、単価の算定が難しいものについては、あらかじめ参考見積りの確認を行っているため、予定価格と見積価格は一致していた。</p> <p>見積り合わせを行っても必ず一致する予定価格の設定をする必要があるのか検討すべきと考える。</p> <p>見積価格を提示してもらい、その内容を検討する手続きの方が重要と考える。</p>	<p>総務部契約課</p> <p>予定価格については、随意契約の場合も入札による場合と同様に市にとって最も有利な者と契約するため、契約金額の基準として設定する必要がある。また、国においても予算決算及び会計令の規定に基づき定めなければならないとされていることを踏まえ、旭川市契約事務取扱規則第18条で準用する同規則第7条及び第8条の規定に基づき定めるものとしている。</p> <p>また、市が積算することが困難であり、業者から徴収した参考見積の内容を基に積算した結果、積算額が参考見積の金額と同額となる場合がある。</p>
<b>2 栄養改善推進費</b>	
・ 委託事務取扱件数の北海道への正確な報告について	
<p>委託事務取扱件数の北海道への報告など外部提出する書類は正確でなければならぬため、別の担当者が検証するなど牽制ないしは確認が働くような体制を構築すべきである。</p>	<p>保健所保健指導課</p> <p>報告書を作成後、他の職員によるチェックを徹底することとした。</p>
<b>4 肝炎ウイルス検診費</b>	
・ 補助金最大化の検討について	
<p>北海道からの補助金が最大となる受診者の自己負担相当額の設定を検討すべきである。</p>	<p>保健所保健指導課</p> <p>肝炎ウイルス検診事業については、平成27年度末で廃止となっていることから、今後の他事業の推進に当たって留意するよう注意喚起を図った。</p>
<b>第6章 衛生検査課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>1 食品衛生指導費</b>	
・ 立入検査のローテーションについて	
<p>旭川市食品衛生監視指導計画では、用途となる間隔を設け立入検査による監視を実施しているものの、施設の監視頻度を十分に把握できていないため、対象施設に満遍なく立入検査をすることができる仕組みの構築が必要である。</p>	<p>保健所衛生検査課</p> <p>営業許可台帳の管理及び営業許可証・登録票作成に使用しているデータベースに、新たに立入年月日を入力することとし、当該年度を含めた8年間の立入状況を把握できるようにした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
・ 施設監視結果の一覧表について	
<p>未解決案件の状況把握等を行うため、施設監視結果の一覧表の作成を検討すべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課 違反内容及び措置・改善状況を把握するための一覧表を作成し、記録することとした。</p>
・ 収去検査結果の一覧表について	
<p>未解決案件の状況把握等を行うため、収去検査結果の一覧表の作成を検討すべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課 違反・不良内容及び措置・対応状況を把握するための一覧表を作成し、記録することとした。</p>
<b>第7章 旭川市動物愛護センター（愛称：あにまある）</b>	
<b>4 動物愛護センター管理費</b>	
・ 支出を伴う関係書類の作成について	
<p>動物愛護推進員及びボランティアに対し、交通費相当分を活動費として支給しているが、この支給に関する書類において、記載されている活動人員の数に不整合があった。 本件については支給額は正しかったが、支出を伴う関係書類の作成について一層の注意を要する。</p>	<p>保健所衛生検査課（動物愛護センター） ボランティア出席予定票に基づき活動人員を再確認する確定表を作成し、その後別途実績表を作成する作業を行っていたが、確定表を作成する際の転記ミスにより不整合が発生したことから、転記ミスの再発防止のため、予定票と確定表を統合し整合するよう改善した。</p>

# 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告書

(旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第6章 衛生検査課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>2 理化学検査費</b>	
・備品の更新計画	
<p>更新予定の機器がある一方、更新予定なし、または更新年度未定となっている機器も散見される。機器の耐用年数から使用可能年数を見積もるほか、定期的な修理・修繕計画を立て、検査業務が滞らないようにする必要があると考えられる。</p>	<p>保健所衛生検査課 更新予定なし、または更新年度未定となっていた機器についても、使用状況等を鑑みた上で、H29.8月に機器更新計画を策定した。</p>
<b>3 環境衛生等営業指導費</b>	
・立入検査のローテーションについて	
<p>監視指導要領では、目途となる間隔を設け立入検査による監視を実施しているものの、施設の監視頻度を十分に把握できていないため、対象施設に満遍なく立入検査をすることができる仕組みの構築が必要である。</p>	<p>保健所衛生検査課 前回監視年月日及び次回予定監視年月日を一覧で確認することができる監視一覧表をH29.3月に作成し、H29.4月から、計画に基づく立入検査を行っている。</p>
・監視計画数の設定方法について	
<p>生活衛生関係施設の監視計画数について、改善していくサイクルを確立し、限られた人的資源を効率的に配分するべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課 監視計画数を設定した監視計画をH29.3月策定し、H29.4月から、計画に基づく立入検査を行っている。</p>
・施設監視結果の一覧表について	
<p>未解決案件の状況把握等を行うため、施設監視結果の一覧表の作成を検討するべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課 施設監視結果を確認することができる監視一覧表をH29.3月に作成し、H29.4月から、計画に基づく立入検査を行っている。</p>
・監視指導要領と実務との相違について	
<p>監視結果の記録は「監視指導記録票」に記入することとされている。しかし、結果のみを記載する簡潔な様式である「環境衛生関係施設監視（検査・調査）書」に記入している事例が散見されたことから、効率的な事務手続と効果的な監視のバランスを取りながら、実務と監視指導要領の内容を一致させるべきである。</p>	<p>保健所衛生検査課 H29.3月に「監視指導要領」を改正し、効率的に監視結果の記録を行えるよう見直しを行った。</p>

# 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告書

(旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<p><b>第3章 保健総務課の業務について</b></p>	
<p><b>第2 事業費の監査</b></p>	
<p><b>4 急病対策費</b></p>	
<p>・ 未納金額の管理方法について</p>	
<p>夜間急病センターにおいて、被保険者負担分の使用料について、指定管理者の判断で未納金の督促を行っている。 民法における短期消滅時効（3年）を目安として、未納者に対する請求期間を市と指定管理者の間で明確にしておくべきと考える。</p>	<p>保健所保健総務課 夜間急病センター業務を市立旭川病院に移行したことから、移行前（平成29年度以前）の未納者に対する請求期間については、民法における短期消滅時効を踏まえ3年とし、未納患者処理簿により管理を行うこととした。移行後の管理については、指定管理ではなく市直営となったため、市立旭川病院が行っている。</p>
<p>・ 診療報酬請求の管理について</p>	
<p>夜間急病センター使用料については、健康保険法により算出した額を利用者より徴収すべき金額として把握した上で、被保険者負担分と診療報酬請求分の入金を管理すべきである。</p>	<p>保健所保健総務課 夜間急病センター業務を市立旭川病院に移行したことに伴い、移行後の診療報酬は市立旭川病院の収入となっており、入金管理についても市立旭川病院が行っている。</p>
<p><b>第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査</b></p>	
<p><b>1 旭川市夜間急病センター</b></p>	
<p>・ 備品についての不備事項</p>	
<p>備品の管理について次の不備があった。 ① システム上廃棄処理済み、現物は廃棄されておらず、使用されていないもの ② システム上廃棄処理済み、現物は廃棄されておらず、使用されているもの ③ 現物があるが、使用されていないもの ④ 備品番号シールの貼付がないもの</p>	<p>保健所保健総務課 夜間急病センター業務を市立旭川病院に移行したことに伴い、備品の整理を行った結果、④の備品については備品番号シールを貼付し、①、②、③の備品については、今後使用する見込みがないことから、一部管理替えを行ったものを除き、廃棄処分した。</p>

# 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告書

(旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第4章 健康推進課の業務について</b>	
<b>第2 事業費の監査</b>	
<b>3 がん検診費</b>	
・ 受診率減少の分析と対策について	
<p>胃がん・肺がん・大腸がんの受診率が減少傾向である。 受診率が低下傾向にあるものについては詳細な分析を行い、必要であれば対策を講じるべきである。</p>	<p>保健所健康推進課 ピロリ菌検査等、新たな検査の導入に伴い、制度周知と併せてがん検診受診の啓発を実施し、また、受診対象年齢の初年度となる40歳の市民を対象とした個別の受診勧奨を行い、前年度と比較し若干の受診者数の向上が図られている。 今年度においても、引き続き個別の受診勧奨及び受診啓発事業等により、受診率向上の対策を行う。</p>